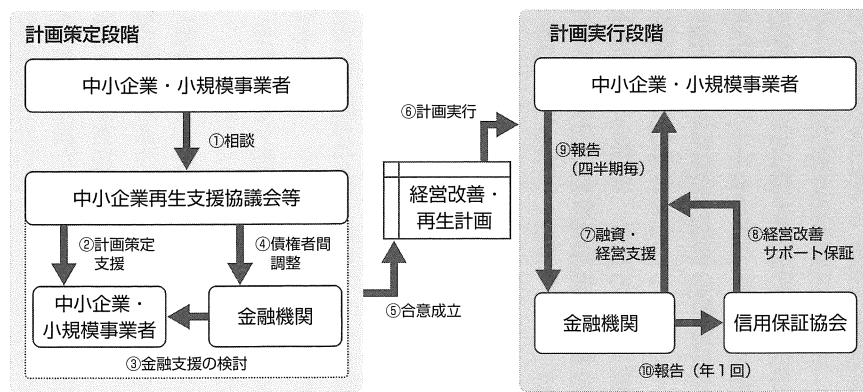


図表1 経営改善サポート保証の流れ



経営改善サポート保証をひとことで説明すれば、中小企業再生支援協議会等（後述）の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、中小企業が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、信用保証協会の保証付き融資で支援し、経営改善・事業再生の取組を後押しする制度です。

経営改善サポート保証を利用した中小企業は、経営改善・再生計画の実施状況を金融機関に対して四半期毎に報告、金融機関は、経営支援の実施状況

リスク中でも
新規融資が可能？！



の法律の主旨に沿って、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生支援を担うことを目的としています。

早速、経営改善サポート保証の内容について見ていきましょう。

を含め信用保証協会に対して年1回報告することになっています（図表1参照）。

中小企業再生支援協議会は、産業競争力強化法に基づき、中小企業再生支援業務を行なう者として認定を受けた商工会議所等の認定支援機関を受託機関として、同機関内に設置されています。中小企業再生支援協議会は、平成15年2月から全国に順次設置され、現在は全国47都道府県に1カ所ずつ設置されています。

中小企業再生支援協議会では、事業再生に関する知識と経験とを有する専門家（金融機関出身者、公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士など）が統括責任者（プロジェクトマネージャー）および統括責任者補佐（サブマネージャー）として常駐し、窮境にある中小企業者からの相談を受け付け、解決に向けた助言や支援施策・支援機関の紹介や、場合によっては弁護士の

リスク中でも
別枠で融資が
受けられる!?

最近注目の

「経営改善 サポート保証」

のことが分かる

30分講座

株式会社エクステンド
上席コンサルタント
野上智之

現在、リスケジュール中の会社でも、業績回復の兆しが出てきているようなときは、新規に設備資金等が必要となる場合があります。そんなときに利用を検討したいのが「経営改善サポート保証」です。この制度は、保証枠が一般保証とは別枠になること、そして保証期間が長期になっていることが特長です。リスケから卒業するための強力なツールとなる「経営改善サポート保証」の内容について解説します。

経営改善サポート保証は、平成25年12月4日に成立した産業競争力強化法に基づく保証制度です。産業競争力強化法は、アベノミクスの第三の矢である「日本再興戦略」に盛り込まれた施策を確実に実行し、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的としています。経営改善サポート保証はこ

紹介などを行ない、さらに事業性など一定の要件を満たす場合には再生計画の策定支援を実施しています。

経営改善サポート保証の特長・メリットは次の4つです。

- ① 保証枠が一般保証とは「別枠」であること
- ② 保証期間が分割返済の場合「15年以内」と長期であること
- ③ 別枠保証が「最大で2億8000万円」であること
- ④ 資金繰りが楽になること

中でも最大の特長は、保証限度額が2億8000万円、一般の普通・無担保保証とは別枠となっている点です。保証割合は、責任共有保証(80%保証)が基本ですが、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は、例外的に100%保証となります。

ちなみに保証料率は、責任共有保証

の場合は0・8%以下、100%保証の場合は1・0%以下となり、保証期間は、一括返済の場合は1年以内、分割返済の場合は前記のとおり15年以内(据置期間1年以内)となっています。

また(都道府県により異なりますが)、リスク中でも新規融資が出ることから、資金繰り面でも大きなメリットがあります。複数ある元金返済をまとめて長期への返済にできますので、毎月の元金返済額が軽減され、資金繰りが楽になるのです。

たとえば長期返済4本の元金返済額22万9000円(5万円・4万5000円・8万6000円・4万8000円)を1本にまとめ、返済期間を15年にするので、元金返済額は8万6000円となり、毎月14万3000円元金返済額が軽減されます。

場合によっては、リスクから卒業できますので、中小企業者や金融機関にとって大きなメリットがあります。

です(前ページ図表2参照)。経営サポート会議は、経営改善計画を作成した中小企業者と取引金融機関とが一堂に会して情報共有を行なうことで、中小企業者の早期経営改善等を図ることを目的とした会議です。

利用場面としては、返済方法の変更を考えているが、金融機関の対応が異なり意見交換をしたい場合、現状の資金繰りを金融機関に説明して協力を要請したい場合、経営改善計画を策定したのでスピーディに課題を解決したい場合などがあります。

要するに経営改善・事業再生を目指す中小企業者、金融機関・信用保証協会が一堂に会することで、情報共有を図り、保証協会と金融機関が一体となって中小企業者のサポートを行なうために開催されるのが、この経営サポート会議なのです。

中小企業者は、複数の金融機関と信用保証協会それぞれに同じ説明をする

必要がなくなり、金融機関は、他機関と支援の足並みを揃えやすいというメリットがあります。

経営サポート会議の開催に先立ち、中小企業者は経営改善の判断ができる「経営改善計画書」の作成に取り掛かります。この経営改善計画書は、誰が見ても100点という内容のものを一度で作成することは難しいかもしれません。そこで、ある程度作成できたところで、メイン行や信用保証協会にアドバイスをもらうという方法をとったほうが、より効率的に作成することができます。

経営改善計画が作成できたら、経営サポート会議の開催の旨を信用保証協会から、全ての取引金融機関へ通知し、会議を開催します。

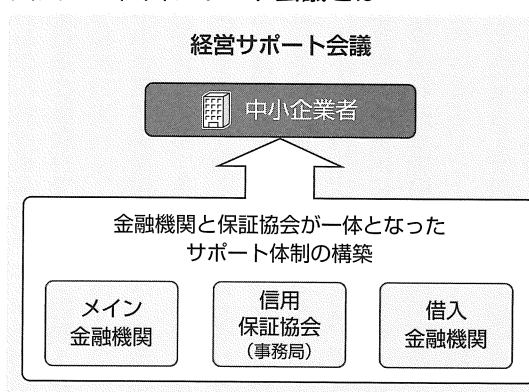
建前としては、経営サポート会議の中で経営改善計画書の説明をすれば良いのですが、実務的に考えると、会議当日に計画書を初めて渡されても判断

キーワードは
経営サポート会議



経営改善サポート保証の対象となるスキームはいくつかありますが、キーワードとなるのが、経営サポート会議

図表2 経営サポート会議とは



ができなかったり、会議という限られた時間内では複数行からの合意形成ができなかったりする可能性があります。そこで会議の開催前に、全ての取引金融機関からの質問や要望を聞き、ある程度解決してから経営サポート会議に望むほうがよいでしょう。

会議の当日は、信用保証協会の担当者(事務局)となり、当日の流れの説明・開催の挨拶などが行なわれ、中小企業者による経営改善計画や金融機関への支援要請などを説明し、質疑応答の流れになります。

ここで説明される経営改善計画書の内容については、全ての取引金融機関より同意が得られなければなりません。そして、その同意の意思は口頭での同意ではなく、同意書という書面の発行で行なわれます。

同意書の作成方法は金融機関により異なり、理事長や支店長の押印が必要となります。そのため同意書の回収ま

で2週間から1カ月の時間がかかります。

無事に、全ての取引金融機関から同意書が回収できれば、経営改善サポート保証が開始されます。

「経営革新等支援機関」を活用しよう



じつは本保証制度は、特定の都道府県を除けば、金融機関・税理士・経営者を問わず、ほとんど知られていません。そのため利用件数も少ないのが実情です。

また、本保証制度を利用するための必須アイテムである経営改善計画書を作る人がいないのも問題点です。金融機関担当者は、アドバイスはできますが、詳細な経営改善計画の作成までは人的にもできません。

経営改善計画書の作成依頼先として

- ・プロパーが少ない企業
- ・メイン行が積極的に支援してくれそうな企業

また、認定支援機関に経営改善計画の策定を依頼した場合、中小企業者が認定支援機関に対し負担する費用を経営改善支援センター（全都道府県の中、小企業再生支援協議会に設置された機関）が負担してくれる制度があります。詳しくは信用保証協会等にお問い合わせください。



は顧問税理士が考えられますが、計画書の作成について積極的な先生と、税務のみ扱いたい先生とに分かれており、現実的には経営改善計画書の作成をしてもらえる先生は少ないようです。

また、取引する金融機関の数が多くなった場合、すべての金融機関との合意形成をすることが難しい（同意書がもらえない）という問題もあります。

こうした事情から、経営改善計画書の作成依頼や経営改善サポート保証の利用そのものを断念するケースもあるようです。そこで、役に立つのが中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」です。この機関は、経営改善計画書の作成においてスペシャリストですので、中小企業庁のサイトなどから調べて、相談してみてもいいかがでしょうか。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

付け加えれば、ほとんどの公的制度

いずれにしても、どのような状態であれば本保証制度が使える、また使えないのかの判断は難しい面があります。

その際は、先述の経営革新等支援機関にご相談されることが早道です。金融機関窓口で断られただけで諦めることのないようにしましょう。

*本保証制度は、都道府県によって運用方法が異なりますので、一概にすべての都道府県で同条件での利用はできません。ご利用の際は、必ず中小企業

は予算内で運用していますので、本年度予算はあっても、次年度に本保証制度の予算があるかは不明です。本年度も予算が消化されれば利用することはできません。早めにご利用することをお勧めします。



最後になりましたが、経営改善サポート保証を活用できる中小企業者は、以下のような企業です。

- ・経営を抜本的に見直し、改善したいという意欲がある企業
- ・通常返済でもリスク中でも利用可能で、資金繰りが苦しい企業
- ・過去に苦しい業績であったが、現在もしくはこれからは前向きな業績になる企業
- ・借換え後の返済ができるキャッシュフローを確保できる企業
- ・試算表を正しく毎月作成している企業

者が利用されている信用保証協会へお問い合わせください。



●のがみ ともゆき

公立大学法人北九州市立大学、商学部経営学科を卒業。大学卒業後、大手システム会社就職。その後、個人向け教育事業と法人向け社員研修事業を運営する会社へ転職し、多くの新規部門の立ち上げに従事する。この経験から、事業計画・営業戦略・業績管理・組織構築・評価制度など、多くのことを実践で学び、人財育成と収支損益の黒字がなければ、企業は元氣にならないという想いが強くなり、資金管理も併せて支援ができる経営コンサルティングに転身。10年超の現場実績で、現在12社の顧問企業様の支援にあたる。「近況」広島県出身ということもあり、趣味は広島カープの応援です。4月も甲子園球場へ応援に行ってきました。応援当日の試合は勝つことができ、気分よくビールが飲めました。この勢いで25年ぶりの優勝に期待しています。